

自転車活用推進本部令案要綱

第一 自転車活用推進本部

一 自転車活用推進本部長は、自転車活用推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括するものとする。

（第一条関係）

二 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

（第二条関係）

三 本部の庶務は、国土交通省道路局参事官において処理するものとする。

（第三条関係）

四 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、自転車活用推進本部長が本部に諮って定めるものとする。

（第四条関係）

第二 施行期日

この政令は、自転車活用推進法の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行するものとする。

（附則関係）

政令第 号

自転車活用推進本部令

内閣は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自転車活用推進本部長）

第一条 自転車活用推進本部長は、自転車活用推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

（資料の提出等の要求）

第二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第三条 本部の庶務は、国土交通省道路局参事官において処理する。

（本部の運営）

第四条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、自転車活用推進本部長が本部に諮

つて定める。

附 則

この政令は、自転車活用推進法の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行する。

理由

自転車活用推進法の施行に伴い、自転車活用推進本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるからである。

自転車活用推進本部令案 参照条文 目次

○ 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）（抄）…………… 1

○自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）（抄）

（組織等）

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
 - 二 文部科学大臣
 - 三 厚生労働大臣
 - 四 経済産業大臣
 - 五 環境大臣
 - 六 内閣官房長官
 - 七 国家公安委員会委員長
 - 八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国务大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。